

「新たな所得連動返還型奨学金制度の創設について（第一次まとめ）」の  
パブリック・コメントに寄せられた意見（概要）

【実施概要】

- ・実施期間：平成28年2月10日～23日
- ・意見総数：430件

1. 新たな所得連動返還型奨学金制度の各論点等に寄せられた意見

(1) 対象とする学校種

高等専門学校、大学、短期大学、専修学校専門課程、大学院

- 対象者を大学院への進学者に拡大する方向性については、若者の可能性を更に高める観点からも是非実現していただきたい

(2) 奨学金の種類

無利子奨学金から先行的に導入（有利子奨学金については、無利子奨学金の運用状況を見つつ、将来的に導入を検討）

- 新制度を無利子奨学金から先行的に導入することに賛成
- 有利子奨学金についても速やかに導入すべき

(3) 奨学金申請時の家計支持者の所得要件

申請時の家計支持者の所得要件は設けず、全員に適用可能とする

- 教育の機会均等原則に基づき、全員適用案に賛成

(4) 貸与開始年度

平成29年度新規貸与者から適用

- 賛成

- 学生への負担軽減と効率的な制度運営のために早急な創設実現をお願いしたい
- 拙速な導入を避け、十分に議論すべき

(5) 返還を開始する最低年収

年収0円から返還開始

- 現行制度からの最低年収0円継続に賛成
- 年収0円で生活している人に返還を求めるべきではない。生活保護基準と同額にすべき
- 返還を開始する最低所得金額は、現在経済的困難として返還猶予が認められている年収300万円とすべき
- 今後、奨学金の受給を検討する者や保護者の誤解を招かないよう、(7)の返還猶予の申請可能所得及び年数との関連付けを追記すべき

(6) 最低返還月額

2,000円～3,000円

- 現在の経済状況下で賛成。月額変更の根拠となる経済成長率など大まかな指針が追記できれば尚良い
- 非課税所得の人や収入が0の人にとっては、2000円～3000円でも負担が重く、支払いをさせるべきではない

(7) 返還猶予の申請可能所得及び年数

申請可能所得は年収300万円以下、申請可能年数は通算10年（又は15年）（災害・傷病・生活保護受給中等の場合は、その事由が続いている間は無制限）。また、奨学金申請時に家計支持者の年収が300万円以下の者については、申請可能年数を期間制限なし。

- 賛成
- 年収が300万円を超えるまでは、申請なく期限の制限なしに猶予すべき
- 猶予制度の利用可能基準額は年収300万円を下らないようにすべき

#### (8) 返還率

9%又は10%

- 現状は賛成であるが、GDP 成長における貨幣価値と個人所得が必ずしも相関しない予測から、9%、10%の決定は非常に難しいが、他の妥当案が見当たらない。返還率に関して将来的には根本から見直しが必要
- 返還率の設定は、あくまでも返済者の返済資力を適切に判断するという視点に立って算定すべきであり、奨学金事業の採算を優先すべきでない
- 本文の記載内容が専門的な視点での記述となっているので、一般にも理解できるような内容に改めるべき

#### (9) 返還期間

返還完了まで又は本人が死亡又は障害等により返還不能となるまで

- 異議なし
- 法律改正を行い、返還免除制度を導入することを前提に返還期間を検討すべき
- 60歳で大学に入学しても貸与を受けられるよう返還期間は65歳を上限とすべきではない

#### (10) 所得の算出方法

課税対象所得＝給与等収入－所得控除

- 賛成

#### (11) 個人主義又は家族主義（返還者が被扶養者になった場合の収入の考え方）

返還者が被扶養者になった場合には、扶養者のマイナンバーの提出を求め、提出がありかつ返還者と扶養者の収入の合計が一定額を超えない場合のみ、新所得連動返還型による返還を認めることとする

- 公平性の観点から「家族主義の観点」を採用することは必要と考える
- 任意の扶養者マイナンバー提出には反対。婚姻後の住民票に基づく家族の所得証明の任意提出が良い
- 返還者が被扶養者の場合に、扶養者の収入を勘案して返還額を決定するこ

とはやめるべき

- 家族主義は家制度を廃して個人を中心に据えた現在の家族法の基本理念に反するので、個人主義を採用すべき
- 離婚等で被扶養者でなくなったときに、所得連動型返還に戻ることを認めるべき
- マイナンバーの活用にあたっては、返還者からのマイナンバーの提出取り次ぎなど、大学事務の過度な負担が生じることのないようにすべき

## (12) 保証制度

原則として機関保証のみ

- 賛成。将来、有利子も所得連動返還型に移行するのであれば、定額返還も原則機関保証とすること、さらに機関保証率の値下げも検討が必要
- 人的保証は廃止すべき。機関保証機関保証を利用する場合の保証率は引き下げるべき
- 保証は付さないようにすべき。仮に当面の間、保証を付するとしても、以下の対応をすべき
  - ・ 人的保証については、保証債務を履行することが困難な保証人に対する救済制度を充実させ、保証人からの債権回収について適切なガイドラインを作るべき
  - ・ 機関保証については、保証料の負担を軽減するとともに、代位弁済後の求償債権の支払いが困難な人に対する救済制度を充実させ、機構に債権がある場合に比べて返還者に不利にならないようにすべき。また機構が回収率を上げるために安易な代位弁済の請求をすることがないようにすべき
- 原則として機関保証とすることは、奨学金の貸与者にとっては毎月の保証料支払いを強いることになるため、原則機関保証とするのではなく、選択制にすべき
- 附帯決議を尊重して、人的保証と機関保証の選択制を維持すべき

## (13) 返還方式について

新所得連動返還型及び定額返還型のいずれの返還方式とするか、入学時に学生が選択し、卒業まで変更可能とする

- 賛成。卒業まで返還方式を変更できることに加え、卒業後の返還開始口座確認時においても、返還方式を口座同様に確認する旨記載した方が良い

#### (14) その他制度全般について

- どうやって回収するかではなく、どうしたら多くの若者に学ぶチャンスを与えられるかという視点から議論すべき
- 本来であれば諸外国並みの給付型奨学金の整備や将来的な学費無償化に向けた方向性が望ましいが、次善の策として、本案の所得連動型を導入することにより少しでも返還負担が減るのであれば、現状では望ましい方向であり、賛成
- 所得連動返還型制度を導入するのであれば、返済状況や就職状況、4年卒業割合など大学の情報公開を行うべき
- 既に返還を開始している者等にも適用すべき
- 現在の奨学生も新制度の返還方式を選択できるようにしてほしい
- マイナンバーを安易に利用すべきではない
- マイナンバーを活用して雇用主が所得税と一緒に返還金を源泉徴収する仕組みを導入すべき
- 新たに公費を投入する制度とするならば、その対象は一定の水準を満たす教育機関において学び、知識や技能等の習得状況が良好な者とするのが望まれる
- シングルマザーや小さい子供がいる場合の負担感を考慮すべき
- 有識者会議に利用者を含めるべき

#### 2. 奨学金制度全体について寄せられた意見

- 給付型の支援、給付型奨学金が必要
- 厳格な評価を行った上で給付型の奨学金を導入すべき
- 無利子奨学金の拡充すべき
- 特定産業等への貸与就職者にかかわる返還免除制度について、当該産業等からの寄付金に基づく奨学金設置及び当該寄附・産業等の税制のあり方を検討すべき
- 「奨学金残高等に対する税額控除制度（奨学金等特別控除制度（仮称）」の創設を検討すべき
- 理工系の学生への貸与が優先されるべき。定員割れを起こしている人文社会科学系の大学など返済がおぼつかない学生への貸与はやめるべき
- 貸しすぎないようにする制度も必要。機械的に振り込まれるのではなく、上限の範囲内で必要な額だけ引き出せる仕組みもいいのではないか
- 生涯学習が重要となり、中高年の学生が増える中、貸与年齢の制限を行うべきではない
- 機関保証の月々の保証料が高すぎる
- 奨学金 (scholarship) と学資ローン (student loan) とを区別すべき
- 年収300万円以下は返還を自動的に猶予し、300万円を超過して扶養

状況を加味した金額を設定した後に、マイナンバー制度により給与所得者は返還を天引きする制度も検討した方が良い

- 返還充当順位の改正を行うべき
- 延滞金を廃止すべき
- 返還猶予期間の延長を検討すべき
- 日本学生支援機構の裁量により返還猶予の利用を制限することはやめるべき。猶予の利用は返還者の権利であることを法律上明記すべき
- 救済制度の適用が不承認となった場合、第三者機関がこれを審査する公平な異議申し立て制度を設けるべき
- 猶予制度その他の救済制度について、申し込み・採用・貸与・返還・督促などの各段階で周知し、利用の支援をすることを法律上義務化すべき
- 猶予の利用期間の制限を設けないこととするべき
- 猶予を過去にさかのぼって申請・適用できるようにすべき
- 延滞が生じ又は生ずるおそれがある場合の救済制度を充実させるべき。その際、返還方法の組み直しに柔軟に対応すること、延滞金の減免に柔軟に応じること、延滞があることによる救済制度の利用制限をしない、返還期限未到来金の繰上げ一括請求をしないことを法規で定め、機構で遵守させるべき

### 3. 教育費負担全般について寄せられた意見

- 大学の学費が高すぎる
- 18歳～22歳の進学しない者も含めて全員に年150万円を支給し、23歳～40歳にかけて所得税を一律+10%とすることで所得の再配分を図ることとしてはどうか
- 教育機会均等の推進策として、高校以上の上級学校学費無料制度も検討してはどうか
- 日本における教育分野の国家予算は他の先進国と比べて低い水準であることは懸念すべき
- 高等教育の無償化の漸進的な導入を求める国際人権規約（A規約）について言及すべき
- 防衛費を削って財源を捻出し、大学の授業料無償化及び給付型奨学金制度を導入すべき